

東南アジア知財に渦巻く3つの潮流



会員 井口 雅文

要約

東南アジアの知財において、その傾向を形成していると思われる3つの潮流を紹介した。1. 技術移転を現地国にて確実にいき、現地政府がその技術移転過程を監視する法的及び実体的体制整備。2. 外国からの導入技術についての排他的権利を、現地政府主導で強権的に弱体化または無効化する仕組み作り。3. 中進国の罫から脱出するための現地企業向けの特許制度作り その切り札としての小特許制度（日本の実用新案制度に相当）への期待。それぞれの傾向を、最新の情勢を含めて解説し、かつ将来展望を述べた。そして最後に、海外（特にアジア）で仕事をされる日本弁理士の方々へのメッセージを掲載した。

目次

- 0. はじめに
- 1. 技術移転を現地国にて確実にいき、現地政府がその技術移転過程を監視する法的及び実体的体制整備。
- 2. 外国からの導入技術についての排他的権利を、現地政府主導で強権的に弱体化または無効化する仕組み作り。
- 3. 中進国の罫から脱出するための現地企業向けの特許制度作り その切り札としての小特許制度（日本の実用新案制度に相当）への期待。
- 4. おわりに

0. はじめに

タイのバンコクに活動拠点を置いて、日本人弁理士としての活動というより、むしろ日本企業の相談相手として活動して、すでに20年を経過した。長き活動経験を通じて、常々感じている事を縷々会員諸氏にお伝えしたく、執筆した次第です。

日本政府関係者及び日本企業からの出張者、日本でのセミナー活動を通じて、感じることは、「視点の違い」である。日本から見る東南アジアへの視点は、日本政府が発するキャンペーンや日本マスメディアに非常に左右されやすい。言葉を変えて言うならば、現場からの視点になっていない場合が非常に多く、政府やマスメディアというフィルターを通して観ているというか、眺めているという状態だ。一つ例を挙げれば、不正商品対策である。それは日本政府が予想以上に大きく取り上げ、マスコミに流すために、何故か、その背景やその現場でのビジネス環境が見えなくなってい

るのではないかと思うことがしばしばである。実際に東南アジアで発生する不正商品は、中国とは比較にならないほど、被害日本企業は少ない。日本特許庁の2015年度模倣被害調査報告書によると、ASEAN6カ国は、中国、韓国、台湾に次いで4位となっているが、ASEAN6カ国に続く欧州よりそれほど大差は無いと感じる。

本稿は、フィルター越しでは、見えなくなってしまうのではないかと思う背景に流れる潮流に焦点を当てて感ずるまま述べてみたいと思う。

この半世紀において、確実に発展を遂げてきた東南アジアでは、海外からの直接投資により、グローバルな事業展開をしている海外企業が生産拠点として、輸出拠点として活発に活動できるビジネス環境を提供してきた。しかしながら、その投資は、現地国にとっては、単に生産設備を設けその製品を輸出した成果としての、GDPへの寄与そして雇用機会の供給でしかなく、その結果は、現地国内消費市場が活性化するだけであり、それ以上の成長は望むべくもない。各国政府は、自国での技術開発、創造性の開発、つまり開発と人材育成が必要だと経済学者、官僚政治家によって近年騒々しく唱えられている。

自国での創造性を手に入れるためには、如何に海外からの技術を自国に根付かせるかが、今後将来における「中産国の罫」を脱却できる鍵であるということ各国政府は、十分に理解しつつ、その方策を懸命に模索しているのだ。例えば、タイでは THAILAND 4.0

と称し、政府の行動計画を策定している。

当然に、その方策は、研究開発の奨励や、税優遇措置など、ある程度お決まりの制度であるが、その一方で、如何に強引に海外企業を現地国に縛り付けて、技術を吸い上げるかが、各国知財制度、特に特許制度への改革の課題となっている。今回は、この改革方針の中で、主にタイを中心に3つの潮流を挙げて、私なりの解釈を述べてみることにする。あくまで私見であり、日本政府の描く東南アジアでの知財構想や政策とは、大きく齟齬するかもしれないということを前もって断っておきたい。あくまで、現場からの視点を読者諸氏に直にお伝えしておいた方が良いという考えから敢えて試みた次第である。

1. 技術移転を現地国にて確実にを行い、現地政府がその技術移転過程を監視する法的及び実体的体制整備

この場合の技術移転とは、その国に導入技術を根付かせるという意味である。これだけ日本企業が進出して、生産方法をマニュアル指示通りに行うのが、実際行われている技術移転である。つまり、機械の操作方法を覚え込ませるとというのが、現実の技術移転となっている。言い換えれば、現地人エンジニアに、機械操作を教え込み、それ以上のことは、何もしない、何も期待できないということが、現地の技術移転の常識となっている。

このような状況に対して、現地政府からの根強い不満と反発がある。「日本企業は全く技術移転をしていないでいる。」と、つまり、それは、企業側からの視点で、生産設備を現地国に設置し、その装置の操作方法や品質管理方法をマニュアル化し、それを従業員に単に教え込むというのが、日本企業側視点の技術移転であるとしているからだ。

実際に、日系企業の実際の現場は、それ以上のもの（例えば、研究開発や改善提案）を求めても、とても無理だという喪失感が日本人エンジニア幹部に蔓延している。例えば、研究開発の場合、研究開発部門のエンジニアが日本の親企業から現地法人に出向で来ても、なかなか創造的な共同研究開発を展開できないという不満が日系企業の日本人エンジニアや研究者の間に有る。日本企業からの人材投資とその努力は、大変なものであるが、その努力はほとんど報われていないと感じる。

現地国政府からみて、技術移転そのものをどのように実態把握するか、直接投資に対する税優遇措置を申請する際に、技術移転契約などを進出企業から現地政府に提出させることが最も把握する手段としては、有効であると思うが、知財制度の中で、特に特許制度にその把握手法を組み込むことが、現地政府として通常使われる方策である。

進出企業が現地国に設立する現地法人に対し、特許ライセンス契約を締結し、その契約で現地生産や輸入、販売を行い、現地市場向け、輸出市場向けに実施する。その実施料を親企業である進出企業に支払う仕組みである。これを現地政府側から管理するために、そのライセンス契約を政府登録させ、その内容について不公正な取引、日本で言う独占禁止法の不公正取引に相当するものとなっていないかどうかを審査することにより管理するという仕組みだ。その際、登録されたライセンス契約は、登録することにより第三者対抗できるとされるため、裁判上で有利な証拠となるのである。

ここに特許ライセンス政府登録義務（タイ特許法第41条）の政策的意義がある。この登録を義務付けているのが、ASEANの中で、タイとインドネシアの二か国だけである。タイでは、この登録義務を怠った場合、局長は特許権そのものが無効であることを特許委員会に請求できる（タイ特許法第55条第2項）規定があり、他国とは違う一段と厳しい規定となっている。

現在、タイ特許法改正案の検討を政府部内で行っているが、この改正案の原案は、すでに2006年に公開されており、その当時の改正案には、ライセンス登録義務を怠った場合には、刑罰規定が提案されていた。比較となるが、タイでは、商標におけるライセンス契約も登録義務があるが、登録を怠った場合、ライセンス契約そのものが無効となるだけであって、商標権そのものには影響を与えないでいる。商標ライセンス登録における判例（政府への登録義務を怠った事例で、相手側からライセンス無効を主張され、第三者対抗要件に欠けるために、ライセンス無効の判決がでる）は沢山あるが、特許についてのライセンス契約登録義務にかかる判例はほとんどない。

ASEANの他の国、ベトナムやマレーシアでは、任意登録規定となっているため、この刑罰規定導入というタイの検討改正の方向性は、他の周辺国の動きとは逆行すると思われたため、日本の民間団体を含め関係

者が一斉に反対した経緯がある。

少し離れて考えてみると、タイのこのような動き、つまりライセンス登録義務違反の場合に、刑罰を検討するというアイデアは、何を意味しているのであろうか。現地国での技術移転が進まない不満、そして実態把握ができないという不満が政府関係者に渦巻いている証左であると言えないだろうか。そして、その不満が改正法案でのライセンス契約登録義務の強化として現れていると考える次第だ。

タイのライセンス契約登録実務には、もう一つこの制度を利用する者にとって決定的に問題なのは、登録された契約を閲覧可能となるという点にある。契約内容の機密事項を開示されることを回避するため、実際上の契約を登録せず、架空の契約を登録している企業が多くあるというのが、現実である。現地タイ政府が目指す政策の理想と現実との大きな乖離がここに存在している。

2016年8月にインドネシア特許法改正が行われた。その特許法の中に、第20条「特許権者はインドネシアで製造或いは方法を使用しなければならず、当該使用は技術移転や投資、雇用につながるものでなければならない。」という条文がある。従来から規定されていたライセンス契約の登録義務(第72条)についても、初めて2016年2月省令ができ、ライセンス契約を政府登録できるように下位法を整備した。しかしながら、ライセンス契約登録を現実的に行った企業は、未だ無いというのが、現状である。それは、省令だけでなく新たな政令が発効に必要であるためだとしている。このインドネシアの現状をどう読むかであるが、技術移転という観点から、インドネシアでは、それほど特許法のライセンス登録義務による技術移転の監視機能に対して、インドネシア政府が余り期待していないのではなかろうか。しかしながら、その一方で、トレードシークレット法第8条によるノウハウライセンス登録義務が盛り込まれている。どうも全体的に政策の一貫性が読めないというのが、インドネシアに対する私の感想である。

ほとんどの場合、技術移転と特許ライセンスとは、一致対応していない。なぜなら、現実的な問題として、技術移転契約や包括的技術移転契約では、技術を特定化するよりも、その製品(仕様や型式)を特定化することで足りているためである。従って、ほとんどの日本企業は、特許ライセンス契約という形をとら

ず、むしろ包括的技術移転契約という形で親企業と現地法人との関係を結び、技術料収入として現地法人から親企業へ送金しているのである。表向きには、タイでは政府登録義務の無いノウハウライセンス契約とも言い換えている場合も非常に多いであろう。

従って、現地政府から見ると、どの特許技術がライセンス契約されて実体的に移転しているのかが、全く現地政府では把握できないのである。せめて技術移転契約の中の製品型式において、どの特許と関連しているかを特定化できると把握できるのであるが、この困難性を理解できる現地政府官僚はいないであろうし、それを実現化できる企業は、まずないであろう。

となると、実際に特許ライセンスを登録している企業は、第三者対抗要件が必要となるような場合に限り、登録を行う。従って、登録を行っている場合は限られており、実際に現地国内企業に技術供与する場合や、大学発の特許などがほとんどではあるまいか。

日本の技術貿易収支は大幅な黒字であると、2016年12月26日付けの日本経済新聞には報じられている。この多くの割合がアジアからであり、タイもアジアの中の上位に位置する。が、しかし、その中身は、特許ライセンス料ではなく、恐らくほとんどが特許とは名乗らない技術料であり、ノウハウライセンス料であると想定される。特許権を現地国で取得する意味は、エンフォースメントが期待できない現地国においては、ノウハウライセンス料や技術料収入を得る一つの根拠作りとなること及び、現地法人への技術移転への監視効果以外にほとんど意味がない。というのが現時点での企業知財部の見解のようだ。

もっと特許ライセンス契約をビジネス活動に直接結び付け、ビジネスの全面に出せるような仕組み作りはないのだろうか。現地国政府が技術移転を行っている証左として特許ライセンスを監視監督できるような仕組み作り、つまり技術移転の「見える化」と実態に即した契約形成が、ライセンス契約政府登録そのものに必要なのではなかろうか。政府登録のし易さと透明性の改善こそ、現地政府の施策及び日本企業のライセンス戦略に必要なのだと思う次第である。

もっと具体的に提言すると、政府登録義務規定ではなく、任意規定への変更、刑罰規定の盛り込みを阻止、そして登録内容の情報公開の制限である。このような改善あるいは緩和策を講じると、その政府登録をする利用者が確実に増え、技術移転が現地政府から監視で

きるようになり、逆に現状のままですと、技術移転というものと、特許ライセンスという制度が、益々乖離したものとなり、単なる権利化を目指す特許出願という枠から一步も出ない特許制度となってしまうのではなからうかと危惧する。是非とも一考願いたい。

2. 外国からの導入技術についての排他的権利を、現地政府主導で強制的に弱体化または無効化する仕組み作り

「あなたたちの権利は簡単に無効にできるのだ」と、二国間交渉時、あるいは日本の民間団体がタイ政府に対し制度改正要求などの議論となったときに、タイ政府担当官から真向に言われることがある。日本側出席者一同が面食らうのであるが、これには一理ある。①前出のライセンス登録義務違反の場合の権利無効（タイ特許法第55条）、②職務発明での発明者が局長へ審査請求した場合、局長は権利無効を決定できる（タイ特許法第54条）、そして③実施を3年間しなかった場合の義務違反（特許法第55条）これに加えて出願手続き中の他国出願の提出義務違反（タイ特許法第27条）などがタイ政府担当官の発言根拠に該当する。

また、無効とはならないにしても、排他的権利を少しでも削るために強制実施権制度（タイ特許法第51条）もこの範疇に入る。タイでは、この強制実施権を行使する場合には、各省庁の大臣あるいは局長が権限を有している。この権限についての議論が話題になったことが、数年前あった。健康保健省（日本の厚生労働省に相当）から、局長決済ではなく、国立研究所所長決済で行使できるように意見が出されていた。つまり、強制実施権付与の権限者の拡大化と簡便化、迅速化が施策の流れとなっているのである。

これと比較し、インドネシア特許法（2016）では、所轄大臣が決定する（第93条）となっており、比較的緩やかではあるが、「政府は、ヒトの疾病治療のための医薬品の製造、或いは、インドネシアで製造できない場合、当該医薬品の輸入調達について、強制実施権を付与することができる。政府は、発展途上国からの求めに応じて、ヒトの疾病治療のための医薬品を輸出するための強制実施権を付与することができる。」とし、輸入調達や輸出にまで踏み込んだ実施権の設定を行っている。特に今回の改正では、輸入調達や輸出に実施権付与を拡大させたことに大いに意義を感じる。

グローバルな標準制度としての特許制度だが、当事

国は、あくまで多国間の国際条約（ここではWTO）に平仄^{せき}を合わせているに過ぎない。現地政府は、特許制度を整備したと言っても、表面的に整備しているだけであって、本音の処には、排他的権利などを外国企業、それも多国籍企業に与えることに対し常に後ろ向きなのである。

しかしながら、投資誘引材料としての特許制度が有効であることを十分に理解しているため、その打開策、中和策として、権利を弱体化あるいは無効化する仕組みを特許制度の随所に設けているのである。ある意味での知財トラップ（罠）を仕掛けていていると言ってよい。

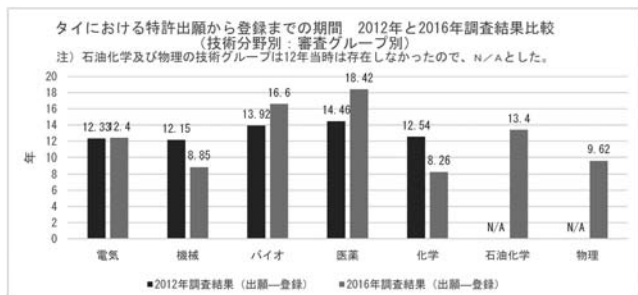
3. 中進国の罠から脱出するための現地企業向けの特許制度作り その切り札としての小特許制度（日本の実用新案制度に相当）への期待

経済成長率が以前は二桁成長だったが、近年、低成長になって以来、中進国の罠（Middle income trap）という語がマスコミで飛び交って久しい。これに対処すべく、インラック政権時（2011-2014）に、産業別のクラスター制を導入し、タイが今後の競争力を維持するために、産業分野を選別し、かつて地域別に一律だった税優遇制度に、産業別の観点を加え、新たな優遇税制制度を策定した。この一連の政策方針は、プラユット首相の現軍事政権（2014 - 現在）にも受け継がれ、2017年1月に施行されたBOI（投資委員会）改正法には、最優先課題を「人材と技術」とし、その選別された産業分野には、最大13年の法人税減免と、さらに10年の法人税50%減免措置を行うとし、研究開発目的に使用する機械、原料、製品の輸入税減免措置を加えている。

このような状況下で、創造性開発のために、タイでの知的財産政策は何をすべきなのか。何とかもがき苦しみながら案出されたのは、①外圧（特に米国からの圧力）からの審査促進策の具体策と実行である。②1999年特許法改正で導入された実用新案制度への期待と発明奨励である。

他のASEAN諸国と違い、タイの特許権利化期間は、異常に長いものであった。この現象は、再三に日本を含め諸外国から指摘されていたにも関わらず、実に厚顔無恥な如く、是として行われ続けられていた。無策というよりも、政府内部の審査官業務へのガバナンス欠如が原因である。国立の研究機関（NSTDA）のような最先端技術を取り扱う国内研究機関からは、

強い不満が公表され、過去に特許審査そのものを NSTDA で行うから、政府知的財産局は審査をしなくてよいという試案が、マスメディアを通じて発表された事もあった。日本で喩えて言うと、行政組織法への挑戦である。米国特許となったタイ発の先端バイオ技術に対し、プミポン前国王から賞賛のお言葉を直々に貰った NSTDA の米国特許が、実はタイ政府では当該出願が未だ特許審査中だったという出来事（不祥事）もあり、政府が大慌てをしたこともあった。また、米国政府が公表するスペシャル 301 条報告書の中でも、タイへの改善要望事項として、特許審査期間の短縮が上位に挙がってきた。日本のジェットロにおいても、この長期審査の現状を分析すべく、過去2回（2012年、2016年）にわたり、分析してきた結果、審査官増員のみが、期間短縮の解決策であることをタイ政府に突き付けたのである。



昨年来、タイ政府知的財産局は今までの方針を大きく変更し、審査官増員を約2~3倍（現在、増員が進行中）とし、かつ日本政府との2014年から開始している PPH（特許審査ハイウェイ）を利用した審査を行い、ようやく短縮効果が徐々に始めているが、先はまだ遠い。2017年2月には、暫定憲法（当時の呼び方で、4月6日付けで正式に憲法公布されている）第44条に基づく審査促進方策を発表し、首相命令による審査期間の短縮に向けての制度改革に本腰を入れ始めている。

そして、発明奨励についての動きであるが、発明奨励と国内産業振興を目的として、99年特許法改正によって小特許制度（実用新案制度）が、導入された。権利期間は最大10年、登録要件は、新規性と産業上利用可能性のみで、進歩性は無い。出願人の構成は、9割がタイ人で残り1割が外国人となっており、内国人では、主に大学研究者、そして外国出願人は主に台湾企業である。出願件数が年間1500件以上で、この小特許などの実用新案を取り扱う出願件数の多さは、他の ASEAN 諸国の同様な制度の出願件数に比べ、群を

抜いて多い数である。

ASEAN 諸国の実用新案出願件数

	2015年	2014年
タイ（小特許）	2146	1746
インドネシア（簡易特許）	410	337
ベトナム（実用新案）	450	373
マレーシア（実用新案）	180	140
フィリピン（実用新案）	778	802

策は巡らされ、実行あるのみではあるが、その結末はどのようなであろうか。ここは異論が多いと思うが、私見として、政策立案者の大いなる期待とは違い、現地国発の技術革新がほとんど行われたいのではないかと予想している。いくつかの要因が考えられる。科学技術に対する国民の姿勢そのもの。それは教育や文化に現れているが、とても中国やインドの国民性とは違うものを感じる。特許技術へのエンフォースメントに対する積極性についても然りであろう。情熱的に同じものを作り出す技術を習得し、最初から作ってやろうという積極的意志及び情熱そのものも感じられない。もっと自らの国際競争力を、科学技術とは違う指標で、自らを分析してみても如何だろうか。そうすれば、国家の将来像が描けるのではないかと感じる次第である。

私の周りの現地所員スタッフ達には、Thai Value（タイという国、国民性の価値）を大事にしないと、言っている。つまり、今流に言うダイバーシティ（多様性）を大事にするように常日頃言っている。例えば、科学技術ならバイオや農学に研究成果が他の分野に比べ抜ききんでいる。マニュアル通りに作業（事務を含めて）をさせると、日本人を含む他の外国人よりも極めて精緻に仕事を行う。また、国民性としての創造性がデザイン開発力に在り、家具や食器などは、欧米や中東への輸出競争力は非常に強い。私は、特にデザイン振興にその成長の鍵があるように思える。その国毎に特徴的な潜在的な創造性があるように思えてならない。このような長所を長所として発見し、自覚することが、次の世代の国家国民像を形成する必要なプロセスではなかろうか。

現にタイでは、デザイン振興という面での施策として、すでに日本政府の支援で Thailand Creative Design Center が、2003年に開設されており、その他デザイン開発についても税優遇措置や減免措置などが実施されている。

タイのような国々の知的創造開発には、知的財産制度は内向きには未だ機能せずに、外向き、つまり海外市場での優位性を求めるためにだけ、利用されているのではなからうか。言い換えれば、この国では、イノベーション（技術革新）と知的財産制度というのは、強く結びつくものではなく、実に緩く結びついているのではなからうか。

今年の初めに、以下のような記事を発見したので、紹介したいと思う。

ジャカルタの新聞ジャカルタポスト紙（2017年2月23日付け）には、「インドネシア知的財産権への取り組みに熱心ではない」という記事の中で、米国商工会議所が発表した国際知的財産指標について、インドネシアは45か国中39位に位置していることに関し、米国国務省のHaslach氏が、「知的財産権保護は、成功した創造型経済を発展させる必要部品である」とし、十分な知的財産法制度、強いエンフォースメント制度、破産法を挙げた。その一方で、インドネシア商工会議所のHabibie氏は、「知的財産保護の改善だけが、創造型経済の発展を推し進める要因ではない。知的財産指標が低いランクにも関わらず、インドのように創造型産業を繁栄させた国も多くあるのだ。」と、応じたと、報じている。

まさに、インドネシア国民にとっては、知的財産制度が創造型産業に寄与するかどうか、必須要件ではないということを中心しているのである。どうもインドネシアは知財制度は脇役であり他の施策によって、創造型産業に乗り移ろうと模索しているように、この記事から私は感じた次第である。

4. おわりに

日頃感じているいくつかの東南アジアの潮流を皆様に紹介してきた。現在の東南アジア知財環境では、エンフォースメントといっても限界があり、特に特許のような技術関連の排他権を主張することは、非常に困難な状況である。

現地国政府は、とにかく TRIPS 遵守だけを熱心に行うことによって外圧からの非難をさけることに懸命であり、技術についての排他権は、とても裁判での主張は難しいと考えざるを得ない。そこで、何の方策もなければ、今後も改善なくあり続けるのではないかと思う。

では今後、我々日本出願人や権利者はどのように向

き合っていけばよいのか。

日本政府への要望はさておき、我々日本出願人や権利者は何かできるだろうか。

日本企業においては、技術を何としても保護する、エンフォースメントを行える環境整備を進出企業自らが行うこと、その姿勢を維持し続けることが、今後非常に重要になるのではないかと思う。それは、恐らく権利化以上の知財活動を要求されると思われる。現地国のビジネス環境において、デッドコピーしか製造できない現地技術レベルであるならば、特許よりも小特許や実用新案のような簡便な権利化を主張し、保護を要請することが有効かもしれない。それには、もちろん技術保護についてのエンフォースメントを確実にする人材と体制が当事国において、整っていないという条件下の話である。また、日本企業においては、当事国のビジネス環境において、日系企業との取引先が非常に多いようなビジネス環境では、是非ともコンプライアンスを重視した中で、知財尊重の雰囲気を作り上げることが、現地で操業する日本企業群にとって、今後重要な戦略となる。その中で、我々知財に関わる人間は、これらの環境整備に一役買うことが期待されることとなる。

悲観的な話を展開してきたが、タイのエンフォースメントの環境整備についても、徐々にではあるが、改善しつつあるのも確かである。その予兆として、2017年に入って、日本企業が関与する意匠侵害事件の大きな二つの事件の判決が出される見込みである。結果次第だが、裁判所の中もようやく世界標準に近づくような気配を感じている。本稿が掲載される時期には、公表されると思うが、この判決はタイの知財環境に大きな影響を及ぼすものと期待している。裁判官や検察官の世代交代が行われ、少しずつでもエンフォースメント環境が改善されていくことを強く望む次第である。

海外（特にアジア）で仕事をされる日本弁理士の方々へのメッセージ

私は、タイという国と付き合い始めて24年になる。クライアントの目となり耳となって知財関連情報を分析し、クライアントの経営戦略の一助となるように長年にわたり発信し、お手伝いしてきたつもりである。海外に居ると、当然のことながら、「日本人」であることを意識し、行動していくことになる。クライアントの代理人ということ以上に、日本企業ビジネスの前線に


立つ知財専門家でありたいと願っている。

東南アジアという地域は、日本企業が本格的に進出した1960年代以来、すでに50年以上を経過している。この間に、中国で度々起きるような大きな日本排斥運動（例えば2012年）もなく、大きな政変もなく、無事に安定した操業が継続している極めて稀な地域であると言ってよい。日本企業史において、これは特筆すべきことで研究対象としても面白い課題となり得るのではなかろうか。この地域では、ビジネス前線として他の外国企業とあらゆる局面で競争しなければならない環境が現に存在し、この地域で成功モデルを確立しなければ、他の地域への展開もなかなかうまく行かないというのが、ほとんどの日本企業の経験則であろう。さらに、この地域を拠点としての他のアジア諸国、インド、中近東への事業発展形態を戦略として持っている企業も多く在る。

前述したように、この多様性豊かな東南アジアでの


知財を巡るビジネス環境での事業は非常に困難なものである。さらに、ミャンマーなどは未だ知財制度が無い。無いと言って日本弁理士や企業知財部は思考を怠り、敬遠しがちではなかろうか。私には、今まで以上に知財業界人の働く場が急拡大しつつあると感じている。ビジネス戦線は、アジア以外にも中近東、アフリカ、中南米にまで拡大し、その前線で戦っている企業マンが沢山いるのである。このビジネス前線に立つビジネス戦士への勝利に資するための知財メッセージを送り届け、知財活動を支援し続けることこそ、今の日本弁理士の役割ではないだろうか。難しい判例を研究し、アカデミックな議論に時間や労力を割くのも確かに意味あることだと思うが、短い間でもビジネス最前線に立って、アジア（いや世界中）で現場の知財担当を任じられ、頼りにされる日本弁理士が一人でも多く活躍してもらいたいものである。

(原稿受領 2017. 5. 8)



ヒット商品は こうして 生まれました!

平成28年
改訂版



ヒット商品を支えた知的財産権

「パテント・アトニー誌」で毎号連載しております、「ヒット商品を支えた知的財産権」。

こちらの記事を一冊にまとめた「ヒット商品はこうして生まれました!」は発明のストーリーをコンパクトにまとめたもので、非常に好評を博しております。

是非ご覧いただき、知的財産、更には弁理士への理解を深めていただければ幸いです。

◆本誌をご希望の方は、panf@jpaa.or.jp までご一報ください。